

四万十市役所本庁舎空調・換気機器保守点検業務仕様書

この仕様書は、四万十市役所本庁舎空調・換気機器保守点検業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

1 留意事項

空調・換気機器の維持を図るため本業務を行うもので、常に安全かつ良好な状態であることに留意し点検作業に努めるものとする。

2 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

3 点検内容等（対象機器は別紙機器内訳書参照）

(1) 定期点検 年1回

空調・換気機器保守点検業務（運転点検及びフィルタ一点検清掃）

- ア 氷蓄熱利用冷暖切換ビル用マルチエアコン室外機保守点検作業
- イ 冷暖切換ビル用マルチエアコン保守点検作業
- ウ ビル用マルチエアコン室外機保守点検作業
- エ 設備用パッケージエアコン保守点検作業
- オ 三菱スリムエアコン及びルームエアコン保守点検作業
- カ 全熱交換器保守点検作業
- キ 換気扇保守点検作業
- ク 空調機保守点検（議場のみ）
- ケ 上記ア～ク以外の保守点検に必要な作業

(2) 臨時点検

各種空調・換気機器の故障等があった場合は、原因の究明及び復旧を行い市に報告すること。

(3) 取扱い説明

空調及び換気機器等の取扱いについて市より問い合わせがあった場合には、その都度対応すること。

(4) 点検報告

保守点検終了後、点検報告書等（資料及び写真含む。）を作成し、市に提出すること。

4 その他

(1) 保守点検業務を行うにあたり、業務上付帯的に実施しなければならない作業等は、本書に記載がない場合にあっても、委託料の範囲において誠実に実施するものとする。

(2) 保守点検実施中、通常保守点検業務以外の部品の取替えその他修理を要する箇所がある場合には、その都度担当者へ連絡し指示を受けるものとする。